

第十二回 参議院大蔵委員会會議録第五号

昭和二十六年十一月一日(木曜日)午後一時五十九分開会

出席者は左の通り。

理事

委員

大矢半次郎君
清澤 俊英君
伊藤 保平君
愛知 揆一君
菊川 孝夫君
野澤 勝君
松永 義雄君
小林 政夫君
菊田 七平君
森 八三三君

政府委員

外国為替管理
委員会委員

大久保太三郎君

大蔵省政務次官

西川甚五郎君

大蔵省主税局長

平田敬一郎君

大蔵省主税
局税制課長

泉 美之松君

大蔵省管財局長

内田 常雄君

事務局側

常任委員

木村常次郎君

常任委員
会専門員

小田 正義君

通商産業省
臨時第一課長

羽柴 忠雄君

本日の會議に付した事件

○公聴会開会に關する件

○連合委員会開会の件

第六部

大蔵委員会會議録第五号

昭和二十六年十一月一日【参議院】

○所得税法の臨時特例に關する法律案
(内閣送付)

○財産税法の一部を改正する法律案
(内閣送付)

○法人税法の一部を改正する法律案
(内閣送付)

○外国為替資金特別会計法の一部を改
正する法律案(内閣送付)

○米国対日援助物資等処理特別会計法
の一部を改正する法律案(内閣送付)

○理事(大矢半次郎君) これより第五
回の大蔵委員会を開会いたします。

最初にお諮りしたいことがあり
ます。所得税法の臨時特例、その他税
法改正案について公聴会を開きたいと
思いますが、御異議ございませんで
すか。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ない
ものと認めます。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ない
ものと認めます。公聴会の日は大体十
一月七日といたしまして、公述人の数
及び選定方法は委員長に御一任を願
いと思いますが、御異議ございません
ですか。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ない
ものと認めます。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ない
ものと認めます。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ない
ものと認めます。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ない
ものと認めます。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ない
ものと認めます。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ない
ものと認めます。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ない
ものと認めます。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ない
ものと認めます。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ない
ものと認めます。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ない
ものと認めます。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ない
ものと認めます。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ない
ものと認めます。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ない
ものと認めます。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ない
ものと認めます。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ない
ものと認めます。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ない
ものと認めます。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ない
ものと認めます。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ない
ものと認めます。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ない
ものと認めます。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ない
ものと認めます。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ない
ものと認めます。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ない
ものと認めます。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ない
ものと認めます。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ない
ものと認めます。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ない
ものと認めます。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ない
ものと認めます。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ない
ものと認めます。

○政府委員(平田敬一郎君) 御質問の
ごとく、最近八月以来、政府に關連し
ます生活物資並びに料金等を引上げ
しております。主食を八月から引上げま
したし、又電気料金も引上げる、鉄道
運賃の料金も引上げ、その他そのよう
に生活に最も緊密な關係のあります料
金を引上げたりするの価格又は料
金を引上げたりするのでございまして、
そのような点と關連いたしまして、所
得税につきまして、できる限りの減税
をいたしたいということはお話の通り
でございます。そうして賃金が若干そ
れに伴つて上ると思ひますが、上ら
ない場合におきましても、先般お手許
に資料としましてお配りいたしました
ように、今回の減税はそのような価格
の引上げをカバーいたしましたので、な
お若干余裕があるということになつて
おる次第でございます。勿論給与等
も若干引上げになると思ひますが、そ
うなりますれば勿論更にようになります
し、そうならなくても政府関係物資
並びにサービスの料金の引上げなどは
今回の改正で十分見合つております。
それをカバーいたしました若干の余裕が
あるというところは言えるかと思ひます。

○松永義雄君 その点で、私も数字
字上において意見を異にしておるので
ありますが、若し願えれば二人の子供
のある場合の減税と、それから主食の
配給価格の値上げ、その他消費物資の
値上げ、なお来たるべきベースの引上

げによつて生ずる額とどういふ關係に
なるかという数字を若し御面倒なけ
れば頂きたいと思ひます。最も
も頂いた資料はよく拝見をいたすつ
てもあります。そういたしますと、只
今局長さんの答弁によると、賃金ベ
ースを引上げなくても減税によつて俸給
生活者の生活はよくなるのかとよく話
しておられましたけれども、実際の物
価の値上げによつてたとえ減税して
も、たとえベースの引上げをやつても
決して追付かない。特に物価が上つた
から税金を下げる、或いは賃金を引上
げる、いつも物価に遅れておる賃金
の引上げが行われるのが経済の常道
かのごとく言われておるのであります
が、今まあ局長がそうでないと言われ
たその辺もう一遍一つお答え願ひたい。

○政府委員(平田敬一郎君) お手許に
所得税の改正及び主食等の値上げの生
計費に及ぼす影響という横書の資料が
お配りいたしてございしますが、それ
をちよつと見て頂きたいと思ひます。こ
の資料は、独身者、夫婦、それから夫
婦子供一人、二人、三人といふところ
まで大体を平均的な所得階級を選びま
して計算いたしましたものでござい
ます。これは御指摘の夫婦及び子供二人の場
合でございます。まん中頃にございま
すが、月収が一萬五千円にございま
して、夫婦と子供二人の世帯がどうなる
かという欄でございしますが、現在に所
得税を千四百十七円負担いたしてあり
ます。従ひまして所得税を差引きまし
た残りの手取りが一萬三千五百八十三

円、な

る

か

の

と

い

ふ

の

關

係

に

な

る

か

円になつておりますが、今回の改正によりまして、所得税が千四百七十四から七百一円ほどこういう人の税額の負担が減ることに相成りました。七百一円ほど減りました手取りの一万三千五百八十三円に對しましては、手取りが五・一六%減るといふことでございす。これに對しまして主食用の値上りによつてどの程度生計費に響くか、これは家計調査に基きます。それぞのそれらのウェイトをその下に參考に示しておりますが、統計の結果出ておりますウェイトに對しまして、それぞの値上りの率をかけたして、それによつて家計費にどういふ影響を及ぼすか、それを出しまして算出したしましたのが主食用の欄でございまして、主食用の値上りによりまして二・五七%が全体の生計費に響く、以下同様の方法によりまして電気料金、ガス料金、水道料金、交通費、通信費、食糧合せまして全体で三・八八%だけ生計費が高くなる。で、その絶対額は五百二十七円の支出増になります。これは勿論主食用でございまして、現在の米とか麦とかの全国的な配給比率にそれぞの米の分、麦の分を見まして計算いたしておるのでございまして、そのようにしまして計算しました結論の数字が五百二十七円響きまして、それが手取りの所得に對しまして三・八八%響く。従いましてこの減税で五・一六%手取りが増えますが、値上りによりまして三・八八%食われますので、差引本當に負担の減る分は一・二八%百七十四円、これだけは賃金が動かなくても今度の改正によりまして、これらの値上りによりまして負担をカバーして残る、こういうことに相成るのでござい

ます。これは一つの世帯でございすので、そのほか独身者の場合、夫婦者の場合、或いはもう少し所得の多い場合どういふふうになるか、これはすべて同様な方法で計算しまして出しましたのがこの表でございまして、先ず政府の關係しております生活必需品並びに基本的なサービスの値上げは所得税の今回の改正によつてカバーしまして、若干平均的なところでは残りがあつて、こういうことに相成つております。ただこの中でガスの料金、これは一割二分の値上りを入れたのでございす。最近一割八分程度引上げざるを得ないのではないかと、ちよつとガスの分が多くなるかも知れませんが、併しそれは全体にしますと僅かでございますので、今後作りますれば、その点調整したいと思つたのでございす。資料を作りました當時は一割二分程度のガスの値上率で計算いたしましたので、御了承願ひます。

○松永義雄君 この数字を争つてゐる切がありませんから、ただ附加えたいのは、ここに掲げてある品種のものだけであつて、主食用が上つて来るとその他のものの値段が、三・八八%だけの騰貴率でとまればいけません。實際問題としてはそれ以上に上つて来ると見なければならぬので、最近非常にあれやこれやの物が上つてゐるので、各家庭が悲鳴を擧げていることはこれは事実であります。そこで半面頂いてこの資料によりまして、法人のほうの利益、これが極めて莫大に達しているのですが、その利益というものは一体どうして上つて来たか。それは形では特需だとか何か申します

が、一体それは物価とはどういう關係になるのかという点を一つお尋ねしたい。

○政府委員(平田敏一郎君) 朝鮮動乱後の經濟の状況は非常に一般的によくなつておりました。すでに御承知の通り生産の指数が昨年の六月に比べますと、今年の八月で約五〇%突は鉄工業の生産が上つております。それから物価指数は二つございまして、御承知の通り消費者物価指数は昨年の六月に比べまして二・八%でした。正確に申上げますと、昨年の六月に比べまして鉄工業の生産指数は八月は四九・九%上つております。消費者物価指数は昨年の六月に比べて八月は二・八%上つております。それから賃金は三・二%給与が上つております。卸売物価が消費者物価よりも余計上つておりました。五二・二%上つております。それで大体法人企業の成績は私は鉄工業の生産と卸売物価、それから賃金、この三つの關係で利益状況が出て来るのではないと思ひます。が、今申しましたように生産が五割上り、卸売物価が五割上つて賃金が三・二%でございまして、企業の利潤は相当増えるといふのはその数字から行きます。でも當然出て来るのではない。ただ生活費に相当します。CPIは二八%の増でございまして、生活費と一般の消費者物資の価格とはこれは大体釣合がとれて最近までは来ているようでございます。生産と卸が何よりも非常に上りましたので、法人の業績は一般的に見まして、これはこういう一般指数の示すところだけではなくて、会社の決算を御覧になればおわかりと思ひます。それから法人企業の全

体の成績につきましては、別は会社の収益及び資本蓄積状況という一表をお配りいたしておきますところでもわかります。この二、三年の間に業績は著しく立ち直りまして、広い意味の社内留保、即ち減価償却と会社の積立金を加えたところによりまして、昭和二十四年度が四百三十五億に過ぎなかつたのが、昨年は千五百二十億に達し、更に本年は三千五百九十億に達する、著しく会社の業績は立ち直りつゝあるといふことを指摘し得るかと思ひます。これは新聞紙等に出ております各会社の決算を御覧になつておきます。これは新聞紙等に出ておきます。それから上場されております会社等におきまして、昨年は大部分無配会社でございまして、大部分が有配になりました。無配は非常に最近は少なくなつております。日本の会社企業、殊に大きなほうの会社企業は昨年度の前半期くらいまではいろいろな悪条件がございまして利益を出してゐなかつたのが、最近の一年乃至一年半で相當な成績を擧げることになつております。そういうふうには私も見ております。これはお配りいたしました資料によりまして、利益率、配当率、それから率をお出し願へばおのづから成績の判断が出て来るのではないと思ひます。以上概況を申し上げたのであります。

○松永義雄君 そういたしますと、御提出になりました資料だけを仮に真実であるとして見ても、今度の減税によつて二人の子供のある夫婦の家庭の得られる利益は極めて少額であつて言うに足りないものである。然るに会社の

利益は非常に莫大でありまして、大体基準の金額が何億円、億円を以て数えているような状態でありまして、それが一体株主にどういふふうな好影響を与へ、或いは会社に勤めている人にどういふ影響を与へているかは別にいたしまして、少なくとも働く人たちの生活はそのままである、先ず大体そのままである、御提出の数字だけで判断してもそのままである。然るに会社の利益は非常に莫大な利益を得ているのであります。そこで一足跳びに私の考えを結論に持つて行きたいと思ひます。最近金融關係で新聞で拝見いたしますと、金融規制委員会と申しますか、何か委員会ができて、そうしてできるだけ自主的に各市中銀行が自衛して融資する、適當な方面に融資するという考えを持つておる。こういうことを新聞で拝見いたしておりました。ところが實際は金が極めて奔放に動いて、そうして必要な方面に行かない、それに対して日本銀行の人が申されるのに、これも何遍も新聞に出てゐる記事ですが、金のほうだけを仮に統制してみても、いろいろ規制してみても、物の方面で規制してもおこななければその通りには行かないのだ、こういうことを申されてゐるのであります。そこでそれをどうしたらよいかというところは、この問題の範圍外になりますから申上げませんが、事実金というものが必要な方面へ行つておらないというのを仮に前提として、そこで少くとも各会社において持つておる金をこれをどういふふうに使つて行くかという点を考えてもいいんではない

いか、会社の利益金を要するに生産増のほうに向けるために使用しなければならぬのではないかと、このことをここで私は申し上げたいのでございませう。そこでいつも私は例によつて会社の揚げ足をよるようなことになるのですが、会社の利益金が非常に上るの、会社の経理が非常に放漫になる、然るに日本の今の現状はお互いに緊張して行かなければならぬ状態だ、然るに会社が極めて放漫なことをあてていっている。そういう点について税の徴収の上といいますが、まだ一体法人からは税をとる余裕があるのではないかと、この点について一つお聞きしたいと思ひます。少し一足跳びになりますか……

○政府委員(平田敬一郎君) 私どもも今申し上げましたような法人の業績の状況でありますし、一方日本経済の再建を図るためには、やはり資本の蓄積ということが大事であり、そのためにはどうしても法人企業の内部留保と申しますか、積立金、償却という形で蓄積して行くということが一番いい方法ではないかと考えられますので、余り法人税の増税ということは如何かという考え方があつたのでございませうが、併し今御説明申し上げましたように、或いは今松永さんからもお話になりましたように、最近の業績が著しく改善されつつありますので、この際としましては若干の引上げはいじやうと、二割程度法人税を引上げまして、その半面個人所得税を下げる、こういう政策をとることになつたのでございませう。もつと法人税を引上げたかどうかという意見も恐らくあるかと思ひますが、併し何と申しましても、法人の業績は最

近急速度によりなつておりますが、まだ本格的な国際競争に勝つだけの合理化、能率化という点におきましては、欠けるところもございませう。社内、蓄積の増加を図りまして、今後ますます健全な発展を図る必要がございませう。そう引上げるにいたしましても急激な負担の増は如何かと考えまして、二割程度の法人税の増税を妥協と認めて提案いたしました。次第でございませう。個人の所得税の下げ方が少ないのではないかと、お話をございませうが、一人々々にすると、そう大きな額ではございませう。併し先ほど申し上げましたところにおきましても、一月千四百円の現在の税が七百円になる、半分以下、それを年額にしますと、一万六、七千円の税額が七、八千円になるというところでございませう。それから、これは相当な負担の軽減であるというところは言ひ得る、で累積いたしますと、非常に大きな額になるわけではございませう。今年の補正予算の四百億の中でも勤労所得税の減税が三百億でございませう。来年度はこの所得税を一年に延しますと、所得税で約千億程度の減収と見ておりますが、そのうちの六割以上は勤労所得税の減というわけではございませう。年額から申しますと、今回の所得税の改正は勤労所得者には相当な負担の軽減になる、一人ずつはさほどの金額でなくとも、集めると巨大な金額に相成ります。これを御了承願ひたいと存じます。会社の経理状況その他につきましてもいろいろ申し上げたいことがございませうが、現在のところこの程度の増税が妥当であるということをお考え次第でございませう。

○松永義雄君 私の考えかも知れませんが、大体資本蓄積という言葉が出たから一口に申上げて結論に向いたと思ひますが、資本の蓄積というものは要するに賃金が物価に遅れて行くといふか、会社の利益に遅れて行くからでございませう。相当な利益が上れば、その利益を賃金の方に廻してくれば私はもつといひのじやないか、こゝういふ考えと同時に、税金が一体下つたから生活が浮くんだ、こゝう言われるのですけれども、これはまああなたも外国に行つていらしたのだからよくおわかりの通り、税金が下つてもそれは物価の中へ吸収されてしまうのじやないか。こゝういふことをやつてしまうと減税々々だと言つても、実際の勤労者の生活には大して影響がない、むしろ吸収されてしまうので撥ね返りという程度になり、吸収されて物価のほうが高くなる、物価が高くなつて来て、それじゃ誰が利益を得るのかといつたら、それはいわゆる資本家と称する部類ではないか、こゝういふような議論があるものであります。それはまあ別にしまして、とにかく会社の利益が挙がる、それをできるだけ留保所得を殖やしてそうして資本蓄積に向ける、これは誰しもが言つておることでありませう。ところがこの頃新聞でか何か書かれて、外国でも言われておる東京温泉の話であります、こゝういふように会社に如何なるルートをとつて如何なる方法によつて行われておるかどうかは別として、少くとも非生産的な方面に金が廻つておることはこれは事実である、この非生産的な方面に廻つておる金が会社の自己資本の中から出ておるのか、或いは銀行も会社であ

りますが、銀行の金が出ておるのか、とにかく我々勤労階級、貧乏人の手から出ていないことだけはこれは確かでありませう。そうした無駄な金がある。ただこれがひとり東京温泉ばかりでなく、この頃ビルディングが建つ、そのビルディングをやめてしまふといつたような議論もあるし、これについて諸外国でもそうした例があるといふことを聞いておるものであります、少くとも会社に挙げた利益というものをこれを留保所得にして資本蓄積にして生産的な方向に向けるということが仮に正しいとして、併しながら会社として非生産的のほうへ利益の中から金を向けているような事実はないかという点を一つお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) 会社の経費の使い方につきましては、批判がありませうことは、御指摘の通りでございませう。非常に細かくいろいろ政府で干渉を加へ、統制を加へて行くという考え方にはいたしません、或る程度ビルディングの建築などにつきましても許可制をとるといふのも一つの方法かと思ひますが、我が国の現状からいへば、今の段階でまだそのような措置をとるのはいささか早いというのがある、現在の考え方になつておりました、直接規制するといふ方策は政府といたしましてはとらないといふことに相成つておることは御承知の通りでございませう。併し行き方がいろいろございませう。これはお話の通りでございませう。どういふ方法をとつたほうが結局一番全体として妥当かといふところをきめて頂くよりほかはないのじやないかと考えます。税金の關係におきましては、やはり余り増税いたしますと、

今お話のような方向にまず、仕向ける虞れがある。私はやはり希望といたしましては、経費を引締めて、税の負担を調整して、そうして資本の蓄積は会社としましては、図つて行く、こゝういふ方向に行きますのが望ましいと思ひます。こゝういふことを積極的の政府におきまして、拘束し、経理の統制をやるといつたような考え方は現在のいろいろ流れからいたしまして、今の段階でやるのは妥当でないといふのが現在の政府の考え方ではございませう。その点は御了承願ひたいと思ひます。それで課税の上におきましても、従ひまして余りにも増税過ぎますと、お話のように面白くない結果を逆に来たす虞れもありませう。この際といたしましては、二割程度の増税というのが妥当ではないかと、かように私どもは考えた次第であります。

○松永義雄君 只今局長さんのお話によると、ビルディングのごときは今規制する段階には至つておらないけれども、その先は私の思ひ違ひかも知れませんが、併しその趣旨については決して反対ではないかのごときお氣持であるように伺つたとみてよろしいです。か、成るだけ早く結論に入りたいと思ひますが、それから只今減税によつて税金をたくさん取らないことによつて、法人は取れるけれども、取らないことによつて資本蓄積をさせるのだ、こゝういふことをおつしやられたのであります、然らば会社に対して資本蓄積にならないような若し経費の支出があつたら、そういうものに対しては一つ税金をかけるというお氣持でし

ようか、それをちよつとお聞きしたい。

○政府委員(平田敏一郎君) 私は軽くしてかけるという事は申ししたつもりはないのであります。引上げの程度につきましては、そういう点も考えてやはり決定したほうが妥当であるというふうに申上げたわけでありまして、それからいろいろ投資の統制と申しますか、そういうことに対する考え方はまあいろいろあると思いますが、私を申上げたわけではございませんが、私の点につきましては、政府の有権的な意見を申上げる立場でございます。今、今の政府がとっております考え方を申上げた次第でございます。まあいろいろ考え方がありまして、これは御指摘の通りだろつと思つて、それから税の上におきまして、経費を少し抑えるような方法がないかというのとだろつと思つて、これは税の点におきましては、極力償却等に向いまして一番好ましいわけでありまして、償却を余計にいたしまして、それによりまして設備の更新、近代化を図るという事になりますれば、将来の日本の産業発展のために一番望ましい結果になりますので、課税の上におきましても、できる限りそういう方向に誘導するような税制にいたしたいという考えは持つております。ただ交際費その他の経費を積極的に抑えまして、経費としまして否認するということにつきましては、私もいろいろ考えてみたのでございますが、なか／＼いいて基準等がなくて、現在のところまだこれならば実情に即応し、且つ適切な効果を生ずるような方法であるというい

が、併しまあいろ／＼将来ともそういう問題につきましては研究をいたしてみたいと考えておるような次第であります。

○松永義雄君 今度たしか提案になつてゐる法案の中で、新たに仕入れた機械設備に対しては償却率を資本蓄積のために殖やすと、こういうふうに承知いたしておるのではありませんか、それで先ほどお尋ねしたのでありますが、この精神を以てすると、非生産的の経費を支出してゐるような会社、そうした余裕があるというか、そうした余裕のある会社に対しては税金をかけるつもりはないか、これをもうちよつと具体的に言へば、生産的のものであるから償却する必要がある、だから償却率を殖やしてやる、こういう御親切があるならば、生産的でないものに償却率を認めるのは不当ではないか、こういうことを私は言つておるのです。

○政府委員(平田敏一郎君) 償却の問題として考えますと、これはたしかに松永さんのお話のように、最近のニーズで、私共今研究させておりますが、カナダでやはり一定の建物につきましては償却を停止する、望ましい投資に対しては償却を大幅に認め、望ましくない投資に対しては停止したり、むしろ縮減する、こういう政策をとつてゐる所があるようでございます。併しなか／＼そういう政策をとるといたしまして、然らばどういふのを望ましいと見るか、どういふものを望ましくないと見るか、なか／＼問題があるのでございます。従いまして、今私も具体的にどうという案を持ち合せていないのでございますが、併し

課税が直接税が殊に最近のように多くなりまして、税の政策を通じて経済政策を相当左右し得る面もございまして、将来とも一つ研究してみたいと思つておりますが、今までの考え方から行きますと、税の上で若干特典を与えたいというように有利にしてやるということによりまして、望ましい方向に行くように導く、こういう租税政策をとつて来ておるのが通例でございます。反対の方向に行きます例は我が国でも余りございせん。将来におきましても、どちらかというといふのでございまして、一番初め私申し上げましたのは、交際費とかいろ／＼な経費に属するものを禁止するとか、或いは課税上は非常に不利にする方法はないか、こういうお尋ねかと思つてお答えしたような次第でございます。そういうものでも確かに問題としてはあるわけでございますから、具体的にどうするかという事になつて来ますと、なか／＼いい案が見付かりませんで、結論が出るまでに至つていない状況でございます。

○松永義雄君 私の聞いておるのは償却の問題であります。諸外国の例はこれは私が申上げるまでもなく、主税局はよく御研究で御承知だと思つて、我々社会党としてはビルディングのやうなものは禁止しろということをやつておる。料理屋、大きな木造家屋は殆んど料理屋です。都内をお歩きになるとわかる。これは会社組織でやつておるのか或いは個人組織でやつておるのかわからないですが、少くとも日本の現状をあれやこれや考えて、どうして

も生産を殖やさなければならぬようにして行つておる会社は犠牲を払つて、勤労階級にまでも犠牲を払わしてまでもそのほうへ金を向ける、多少それがインフレにならうが長期の資金を投じると、こういう方向に向つて、而もここに機械といふものに關しては償却率を増大しようといふたような法案が出てゐる。全体の氣持として、どういふかして生産を殖やそう、そしてその生産を殖やそうといふた方面に対しては税金を成るだけ高くならないようにして助長して行こう、こういうお考、大体その程度でいいんだと、こういうお氣持ですが、それは今の日本の現状のこの生活の苦しさ及びいろ／＼な世界情勢及び国内情勢を考えますときに、もう少し進んだ方法をとらなければならぬといふのがこれは常識ではないかと思つておる。だから従つて非生産的のものにまで償却を認めるなどという事は、これは不当であつて、ただ徒らに会社の利益を増し、会社の配当金を増すだけに過ぎない。而もそれが消費されて物価の値上りになり、延いてはそれは勤労階級が買いた

い物を買えないという結果になつて来るのであります。そういうたうな次第で、話が少し横道に進み過ぎたのですが、要は、会社が建てるやうなビルディングだとか、必要のないやうな体裁で作るビルディングだとか、大きな建物とかいつたものに対しては償却をやめる、償却制をやめるといふお考はないかどうかということです。

○政府委員(平田敏一郎君) 今そのやうな方面につきましては、極力例の銀行からの融資の方針をいたしまして、設備資金等の貸出を一定の健全な方向に導くべくやつておりますことは、松永さん御承知の通りかと思つて、税の上におきまして、そういうものに對して非常に抑制するような積極策を講ずるかどうかという事になりますと、先ほど申し上げたやうに、いろいろ問題が多くて、具体的にやるといふところまでは至つていない次第でございます。そういうものに特別に有利にしているわけではございません。そういうものにつきましては、税法の理論上當然認むべき償却を認めてゐるというだけでございまして、それをむしろ認めない、反対に不利にしてしまふというところまでやるかやらんかという問題につきましては、先ほどお答えをいたしたわけでございますが、一つの考え方だと思つてゐるから、よほど私は慎重な考案を遂げた上で実行すべきではないかと考えます。御了承願ひいたします。

○松永義雄君 融資のことは先ほど申し上げましたやうに、これも新聞で書いてあります通り、日本銀行だけに任せたらつたのでは駄目だ、でやしない、物の方面で規制をしなければ、金にいつただけ賣められても困るのだと、こゝろいつた言葉があると、こゝろ承知いたしております。然らば一体それは禁止しろというのが我々の考であります。それはあながたの考え方から言つて、少し行き過ぎたと思つて、何か別の方法はないかということになつて来るときに、何もそんな恩恵を与える必要はないじやないか、料理屋なんか建てて、その家屋に對してだん／＼償却して行き税金を負けてやるなんて、そんな必要はないじやないか、償却なんか

とを私は一言ここで申上げておく次第であります。

もう一つ簡単に一点だけですが、これは国税の問題であるかないかは別として、とにかく住宅問題が非常にやかましいし、住宅が非常にみんな不足して悩んでおる、こういうときに、昔間地税というものが行われなきやならんというのを御承知のようにやかましく言つたときがある、都内の大邸宅を持つておる連中はいろんな理窟を付けてこれに反対しておつたのであります。ところがいろ／＼この頃インフレーションとかいふものを見越して土地をかう。丁度あれは封鎖の時ですが、山林を盛んに買つたりしたり、あつちこつちに空地にしておる土地を相当買つておる人がある。ああいう所も住宅政策の問題から、家を建てさせるようにするために土地をそのまま空けておかないのです。それを又統制によつて規制して行くというこゝただけでなく、税金の面からいつて一つ空地にしているようなものには税金を余計取るというような方向に向つて行く。非常に僕の言う議論はなまぬるい議論なんで、家へ帰ると叱られるかも知れませんが、とにかく非常になまぬるい実際の議論を先ほどから申しておるのです。一概に反対されるところでもない、気持ちしないのですが、間地税ということについて何かお考えないかどうか。

○政務委員(平田敬一郎君) まあ先ほどの償却の問題でも、私どもも積極的に税の上で抑制すると申しますか、そういう方向まで行くべきかどうか、これは一つの研究問題ではあるかと思ひますが、絶対的に禁止するということ考え方をとりますと、やはり建築制限令でも

出すかということですが、そういうことまではやらないということになっていくことを御了承願いたいと思います。それから今の間地税の問題でございますが、これは実は固定資産税の増税が間接には相当そういう役目をいたしておりますことは御承知の通りかと思ひます。大きな家を持ちまして小人数しか住んでいないという所では、今度の固定資産税では到底住みきれないという弱者は、それを売つてたゞさんの人に入つてもらうか、或いは料理屋でもするということが一方にございまして同時に、土地においても遊ばしておいたのでは固定資産税の負担に耐えられないというので、何か利用しようかという方向に大分来ておるようでございます。併し松永さんの御意見はそれでは不十分で、もつと目的を明らかにして効率的な課税をしたかどうかという考え方だと思ひますが、まあそこまで行きますかどうかというが、その辺はやはり全体の住宅の政策その他と関連して決定すべき問題ではないかと思ひますが、政府におきましても住宅の必要は非常に感じまして、今回も補正予算で、たしか住宅金融公庫から相当な住宅資金を出しておる、それから預金部の方からも出すということになつておりますが、なお公営住宅等につきましても推進を図ることになつております。これも一挙にはなかつて解決むずかしいかと思ひますが、私はやはり今の状況から申しますと、貸家がなかつて建たない状況でございまして、そういう国家的投資、或いは地方公共団体による庶民住宅の建設、まあこういう方向にもう一段と努力すべきではないかと

私、個人的にも考えておりますが、今の政府の方向も御満足行く程度かどうか、私は問題だと思ひますが、同じような方向に行つておりますことは、今度の補正予算にも出ておると思ひのであります。

○松永義雄君 もう一点ちよつと、たまたまあなたが住宅金融公庫の話をされましたので一言述べておきますが、住宅金融公庫の貸付金ですね、何か新聞で見ますと、一坪当りの住宅の値段が二万円とか三万円とか莫大な物価の騰貴です。さつきあなたがここに出したガス、電気の率なんかと比較にならない率です。これだけの数字では先ほどの一応あなたの言うことが本当だということをお前提として私は議論しておるのですが、只今住宅金融公庫の貸出しの一坪当りの値段の騰貴ということとは莫大なものです。実際の物価問題は、あなたがここに示されておる数字では即断はできない。賃金ベースの問題が如何に低いか、資本蓄積というものは賃金ベースが低いのでそれで行われておるのです。物価というものが上れば必ずしもプロフィットというものは資本家が利益する。儲けた金はだんだら遊びに使つて、そうして勝手な建築をして、こういうことです。

を建てるようにするか、土地を提供させて家を建てさせたらどうか。これは住宅金融公庫の金を貸しても一つの土地に権利金幾ら出すというもので、これだけだつて莫大な金です。到底あとからあとから貸付金額を殖やしたところを追つて付く余地がない。物価が盛んに上つてプロフィットは皆資本家が独占する。これは普沢な遊びに使つてしまふ。資本蓄積々々々と言つたつてまるで資本家に対して資本蓄積をさせて、その利益を独占させて、そうして金を余らして贅沢をさせておる。それじゃ金く勤労階級はいつまでたつても浮ぶ額はないということになる。まあ私の結論を申し上げて、これで終ります。

○政府委員(平田敬一郎君) 物価のことでございまして、なお若干事実を申し上げておきますが、さつき言いましたように日本銀行の御物価ですね、これで昨年度六月から比へましてグラフを持つておられますが、六月を一〇〇にいたしました一五二になつております。実際の家計費に影響しますからあらゆる物資の価格及び料金の……この家計費調査によりまして出て来ましたが、一種の生計費指数に該当しますが、消費者物価指数というものが先ほども申しましたように一八・二、九月全国的に見まして、今日の新聞に出ておられますが、一八・二、賃金が現金給与全部が一三三、こういう状態になつておる。建築費等は御指摘の通り主として御売物価に私は影響されると、こう思ふ次第であります。従ひまして建築費は御指摘の通り昨年に比へまして相当値上りを来しております。そういう

新しい建築ができて、新しい高い家賃のものを払わざるを得なくなりまして、これは勢ひ徐々に消費者物価指数が高くなるという傾向になると思ひますが、今のところそういう状態になつておるというのを申し添えておきたいと思ひます。賃金と物価との関係につきまして、今政府では直接コントロールしてございまして、それが果してどう考へるべきかということにつきまして、これはいろいろ問題があるかと思ひますが、少くともさつき申し上げましたように、政府関係の重要生活物資及びサービスの料金で最近値上げします分につきましては、今度の所得税の減税によりましてカバーできるといふことを申し上げた次第でございますので、念のために附け加へさせていただきます。

○森八三三君 今度の改正の関係で退職所得につきましては、他の所得と分類して特例を設けられたという点につきましては、私もかねての希望が一部通りましたことで非常に結構と思ひますが、ただここで退職所得と申しまして、相当長年月就職いたしましたので、本間に老後のために取得するようにな退職所得と、そうでないような意味のある退職所得、内容にはいろいろあるかと思ひます。そういう場合に今度の特例におきましては、一律の一定の方法で計算をするという考へは恐らくこういうような改正案を、お考へになる際には、一般の勤労者のようなもので相当長年月、二十年、三十年就職いたしましたして、本間に老後退職する場合にあらうという場合には、更に考慮をなさるような必要もあるかと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) 退職所得に対する税金を相当大幅に軽減しましたことは先般も御説明申し上げた通りであります。お手許に配つてありますところの資料の一番うしろの計算を御覧下さい。それはおわかりと存じます。が、まあ第一に負担を軽減するということと、それから成るべく課税の簡素化を図るというのが二つの狙ひであつたのであります。退職年数等による差を付けますとなか／＼計算がむずかしくなりまして、而も事実の調査がなかなか又困難であるという点がございまして、むしろこの際全般的に思い切つて軽減したかどうかという考へ方で、これは相当の軽減になるのでございまして、それで二百万円退職金をもらひましたも、三十五万六千円、二割足らずの税金で済む。百万円でございますと、十三万五千円、これは一割三分五厘、地方税を加へましても二割弱という程度でございまして、お話をよくに相当長年月勤められまして、退職金をもらはれる際におきましても、まあこの程度の税金ならば今の所得税の負担からいたしまして十分じやないか、かように考へまして、余り複雑な方法は取らないということにいたしました次第でございまして。

ろうと思ふのであります。そういうような点につきまして、改正案を作られる場合にどういふような考慮が払われたか、又今後どういふふう考へて行かれるか、私どももいたしましては、そういうふうなものにつきましては、特例に就職年数との関係において調整をすべきであるというように考へるのでございまして、お考へを一つ伺いたいと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) 退職所得

を建てるようにするか、土地を提供して家を建てさせたらどうか。これは住宅金融公庫の金を貸しても一つの土地に権利金幾ら出すというもので、これだけだつて莫大な金です。到底あとからあとから貸付金額を殖やしたところを追つて付く余地がない。物価が盛んに上つてプロフィットは皆資本家が独占する。これは普沢な遊びに使つてしまふ。資本蓄積々々々と言つたつてまるで資本家に対して資本蓄積をさせて、その利益を独占させて、そうして金を余らして贅沢をさせておる。それじゃ金く勤労階級はいつまでたつても浮ぶ額はないということになる。まあ私の結論を申し上げて、これで終ります。

○森八三三君 今度の改正の関係で退職所得につきましては、他の所得と分類して特例を設けられたという点につきましては、私もかねての希望が一部通りましたことで非常に結構と思ひますが、ただここで退職所得と申しまして、相当長年月就職いたしましたので、本間に老後のために取得するようにな退職所得と、そうでないような意味のある退職所得、内容にはいろいろあるかと思ひます。そういう場合に今度の特例におきましては、一律の一定の方法で計算をするという考へは恐らくこういうような改正案を、お考へになる際には、一般の勤労者のようなもので相当長年月、二十年、三十年就職いたしましたして、本間に老後退職する場合にあらうという場合には、更に考慮をなさるような必要もあるかと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) 退職所得

を建てるようにするか、土地を提供して家を建てさせたらどうか。これは住宅金融公庫の金を貸しても一つの土地に権利金幾ら出すというもので、これだけだつて莫大な金です。到底あとからあとから貸付金額を殖やしたところを追つて付く余地がない。物価が盛んに上つてプロフィットは皆資本家が独占する。これは普沢な遊びに使つてしまふ。資本蓄積々々々と言つたつてまるで資本家に対して資本蓄積をさせて、その利益を独占させて、そうして金を余らして贅沢をさせておる。それじゃ金く勤労階級はいつまでたつても浮ぶ額はないということになる。まあ私の結論を申し上げて、これで終ります。

○森八三一君 私の申し上げましたのは、今のその長年月勤務いたしまして、お話の二百万円と三十五万六千円というところがいいか悪いかという問題じゃなくて、経営者のような立場で、二年とか極く僅かな年数の勤務によつて二百万円を取付たという場合においても三十五万円、二十年、三十年勤続して二百万円取得した場合にも三十五万円というところに問題があるのじゃないかというように考えるのですが、そういう点についてどうお考えになるか。

○政府委員(平田敬一郎君) その点は退職所得に対する税負担が相当に高い場合でございますと、私も私もやはりそういう考慮を加えるのも一つの方法だと考えます。ここまで引下げますと、大体そういう問題はあつたから解決するのじゃないか。非常に公平論を貫きますと、お話のような議論も出て参りますが、そうなりますと、現在の平均課税が複雑で非常に実行がむづかしいというのと、そこにやはり同じような非難が出て参りまして、他に欠陥が生ずるということになりまして、むしろ簡明な方法をとつた方がいいのじゃないかという考え方であります。一律に相当思い切つて引下げた、こういうことではあります。お話のような点を細かく言いますと、もつと長年月で多額の金をもつた人は、三割も或いは四割も負担していいじゃないかという議論も出て来ると思ひますけれども、その辺の問題を成るべく簡単にする意味合におきまして、一律に軽減するという方法を選んだわけでありまして、

○森八三一君 先刻の御説明で、今度の主食を中心とする物価の値上りは大

体今度の減税によつて吸収ができるのだというようにお話をいたしました。これは今度まで税を負担しておつた人にはそういう関係が起きますと思ひますが、今度で配付になりまして資料によつてみましても、課税の対象になつていない階級があるわけでありまして、恐らくどういふ数字になりますか、私はよくまだ承知をいたしませんか、国民の何分の一かはそういう階級におつたところではないかと思ひます。そういう人々に対する物価の値上りというものをどこで吸収して行くかということについて、今度の減税との関係でどういふように考慮が払われたか、又そういう点は他の社会保障施設によつてカバーをするということでありまして、そういうような施設がどういふ点に現れてゐるか、御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) 御指摘の通り、昭和二十三年頃には比べますと、大分納税者も二、三年の経験で減りまして、若干納税者でない国民のかたがたが出て参ります。これは一番多いのは農業者でございます。農業者の納税者は昭和二十三年三百七十万くらいございましたが、今年は百七十万くらいでございます。農業者の場合におきましては、現在も税を負担してない、所得税を負担してないかたがございまして、こういう場合におきましては、御承知の通りいろ／＼パリティ計算で物価の上つただけはね返りで米の価格がきまるということになつておられますので、まあそれでバランスはとれるのじゃないか。勤勞所得者の場合にはこれは御承知の通り大分軽減いたしました。なお相当大部分のかた

が納税者になつておりました、まあ私どもの統計でございまして、八割から八割五分程度は給与所得者の場合はやはり納税者である。営業者の場合は殆んど極く零細な副業みたいなものは出たておられますが、そうでないものは納税者になつておる。こういう実情でございまして、先ず大半は今度の改正でその点の調整はできるのじゃないか。それ以下の場合はどうなるかということでございますが、これは一面におきましては、生活保護法の適用を受けているかたはやはり主食の値上りでその支給額を殖やす、或いはその他いろ／＼なできる限りの措置を講じまして、救済することになると思ひますが、それでは働いて所得を殖やしても足りないことより率直に申上げましてないかと思ひますが、併し大多数から申上げますと、大体税の改正と両方で調整ができるのじゃないか、かように考えております。絶対例外がないわけではないのであります。

○森八三一君 今度の改正の一点に、退職積立金の問題でございまして、一定条件を具備するという条件については、大体常識的に想像はいたして参りますが、どういふようなことを具体的に考へておられますか。

○政府委員(平田敬一郎君) 大体今二つの点を考へておりました。一つはやはり労働協約などによりまして雇用人が雇ひ主との間に約束したとして、将来出さなければならぬという事になつてゐるということが一つ、任意のものでございまして、どうもその際に出さなうがよいのじゃないか……それともう一つは、その退職金が将来

確定に払われるという保証が得たい、そのために半額程度預金その他の形で資金をはつきり取つておく、こういう二、三の条件を附しまして、積立てたときには損金にする。勿論それに該当しないものにつきましては現物支給したときに損金にする、こういうことに相成るわけでございます。積立てたときに大体その二つの条件が主体になるということでございます。

○小林政夫君 法人税のことですが、只今松永さんから大分法人税はもうちよつと上げたいといふことだつたんですが、私は消極的な意見なんです。最初の大分法人税の増収が一日も泉さんとの間に質疑があつたのでありますが、非常に過少であつた、過少に過ぎるといふことがこういうふうにいわれる自然増収として非常に大きな税額が現れたといふ結果を呼ぶのであつて、これは、必ずしも著しく業績が好転したとのみは言えないのであります。法人税を上げるために最初にまあ殊更に過少評価して自然増収を多く見積つたといふような意見を言う人もあるくらいであります。この点については当初の最初の審議において、大矢委員からだつたと思ひますが、法人税の見積りが過少に過ぎるといふような御指摘もあつたと思ひます。そこでこの法人税の増収の要素であります。かなりいわれる法人に新らしくなつたために殖えて来たという面があると思ひます。殖えて来たという面から真に業績が好転して成績が挙げたというものはやはり業種によつてありまして、全体の企業の私の推測ではせい／＼三割くらいじゃないかと思ひます。そうするとあとのその法人によつ

ても相当欠損をしてゐる法人も業種によつては多いのであります。単純な物価騰貴によつてのみでなしになつてゐる面もある。そういうような分解をしてみて、それから法人によつてどれだけの自然増収があるか、又この法人収益の好転の中で、単なる物価騰貴による面というふうな点の検討といふものを分解をして考へてみられたことはあります。

○政府委員(平田敬一郎君) 非常に具體的な計数に互つてその分解をしまして、この分が幾らといふことはなかなかむづかしいと思ひますが、大体の見当は付くかと思ひます。今御指摘のやうな点が確かに法人の業種には収入が上りました理由でございまして、今までは個人企業のものに法人になりまして、それで法人税が殖えるという面もございまして、併しこの金額は全体の増加額から行きますとそれは多くない、少くとも一年分だけを見ますと一番大きいのはやはり私、業績がよくなりまして増収になつた、よくなつた理由は先ほど申しましたやうに物価が上つただけでなくて生産が上つた、昨年と比較して生産が五割上つております。セメントでも鉄でも何でも昨年の前半期に比べますと、下半期あたりの生産状況というものは飛躍的な増加となつておりました。生産が殖えてゐるのが一つ、それに先ほど申しましたやうに物価も又上つてゐる。この二つの理由で業績がよくなつた。お手許に配りました一年の説明にもちよつと書いて置きました。昨年の下半期でございまして、この日本の主な会社の百四十社につきまして、実は個別的に調べてみたのですが、この経過を申し上げますと

よくその間の真相がおわかりだと思ひます。各業種に亘りまして、日本の相当代表的な法人につきまして百四十社実は調べてみたのでございます。それの昨年の下期、即ち昨年の九月決算でございます。

○小林政夫君 ちよつと資料をもらつていないのですが。

○政府委員(平田敬一郎君) その細かい資料は差上げてないのですが、ちよつと結論を申し上げますが、昨年の下期の利益の総額が載せてあるかと思ひますが、それを申し上げますと、百四十社の下期の利益が二百九十七億、これはまあ朝鮮動乱の影響を若干受けておると思ひますが、フルには影響を受けておりませんが、併し九月乃至十月に終つた決算でございますから相当もう影響を受けておるのでございまして、それに対してしまして今年の上期、つまり三月乃至四月に終つた事業年度の成績が七百一億に増加しております。一三五%の増です。二倍半近くに利益が殖えた。私も昨年の予算を見積りしましたのは大体昨年の暮でございまして、朝鮮動乱の影響を或る程度受けております。昨年の下期の成績がわかりまして、それを基にして若干の生産の増を見込みまして今年の予算を見積つたような次第でございます。それがその後生産の増も予想より多くなりまして、卸売物価も上りまして法人の業績がよくなつて、今年の上期は昨年の下半期から約半年でありまして、半年の間の成績は二倍半近くによくなつてゐる。その後実は状況は少し悪くなりまして、御承知のごとく米へん景気も大分値下りが来まして、最初はこの年の下期はどれほど成績が悪くなるか、紡績、

人絹は赤字を出すというような噂が世間にもあつた通りでありまして、今年の七、八月頃繰入見積につきまして、実は若干内輪にせざるを得なかつた。上期の成績は相当よかつたけれども、下期が悪くなると思ひました。その当時計算したものは私ども新聞等に出ておりました自然増収千億前後の数字でございまして、ところがだん／＼下期の予測が具体的に付くようになりまして、予測を立てて見ますと、少くとも上期の九割程度までは全体といたしまして見ることができるといふやないかという見込を立てまして、今度の予算を計算いたしましたのでございまして、これはまあ主要法人で、その他の中小の法人につきましては、一般の生産物価が伸びて計算いたしました。これは全体の増加は見えておる。全体といたしまして法人税で八百五十億円の自然増収が出る、こういうことになっていたのでございまして、まあ主としてやはり日本の代表的な企業がこの一年間で非常に業績が立直りをした。今年の上期の成績が下期にも相当やはり持続した、或るものは下つておりますが、逆に下期になつて初めて相当な利益を出すことになつてゐるものもございまして、例えば石炭、船舶、これらの業績は最近におきましてよくなつております。そういう点からいたしまして自然増収が出て来たというわけでございます。まあ大部分はやはり私、法人の業績がよくなつた、殊にそのよくなつた理由は生産が上つたこと、物価騰貴だけでなくて生産も上つた、この二つが一番大きな理由じやないかと考えております。

○小林政夫君 大体の見込でもいいんですが、法人税のパーセンテージと、単なる物価騰貴の面、今のお話の生産増強による面、このお二つの概数がわかつておりましたら……。

○政府委員(平田敬一郎君) 個人企業が法人になりましたものは戦後ずっとございまして、累積しますと、相当な額になると思ひますが、昨年一年ぐらゐの間に法人になつたために法人税が殖える額というものはまあせい／＼五、六十億程度のものじやないかと、かように見ております。

○小林政夫君 それから一昨日ですが、農課長はこの法人税の引上げによつて市町村民税は上らない。この頂いた資料にもそういうふうなことで資料が作成してございまして、地方財政委員会とはつきり話が付いてゐるということだつたんですが、あなたの局長から……。

○政府委員(平田敬一郎君) 今日お手許にこの表面税率と実効税率をお配りしましたけれども、これを改めて御説明申上げて見ます。どうも世間では税率を機械的に合計しまして、それが法人のために負担のように言つてゐる人もあるのでもございまして、実際は事業税を経費として差引きました残りに税がかかります。事業税の方面の利益に對しましては実効税率として書いてある欄でございまして、現在表面的に合せますと五二・二五%が改正後は五九・二五%になるのでもございまして、事業税の関係を調整いたしますと、事業税込みの利益に對しましては現在四六・六五%が改正後は五二・九%になる、これが実際の国税、地方税を通じました税金を払う前の税に對する負担ということになつております。

その際にお話の市町村民税がどうなるかという問題でございまして、これは少くとも所得に對して同じにする、つまり引上げない、これはもう当然のことでございます。これ以上になすというところは必要のない。勿論自治庁もそういう考えでございます。市町村民税の改正におきましては、市町村民税が非常に地方によつて歳入が偏在いたしますので、例えば都市近郊の農村財政が紡績工場一つありますと、固定資産税と法人税だけでもうほかの税金をとらなくてもいいといふような事態も生じておる。現在の五・二五%よりも所得に對しまして引下げたほうがいいんじゃないかと思つておられますが、併しこれは又来年度通常国会において地方税制全体の改正案に結論を下すことになつておりますので、まあそこまでの表には織り込んでないのでありますが、所得に對して同率にとどめるといふことも少くとも異存のないところであらうと考えております。

○小林政夫君 引下げるといふことは、法的措置によつて引下げるといふことが地財委のはうと話し合ひが付いておるのであります。か、というのにはこのままに置いておきますと、今お話のよくなつたところもございまして、併し現在の市町村財政の窮乏の状況から考えますと、税率が一応国税の一五%までとれるんだといふことになつておる、恐らくそれ以下でとめるような市町村は私の見るところでは少くなるんじゃないか。で法的に一五%というところを規定するといふふうな地財委と話し合ひをしておられるのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 日本政府といたしましては、むしろ今の一五%を一〇%程度に下げたらどうかという話し合ひをいたしております。併しこれはまだ最終決定になつておりませんので、そういう計算をせざるを得ないのでございまして、現在と同じ所得に對する地方税の負担、これは私少くとも問題がないところではないかと考えるのでございまして、むしろ若干引下げまして、地方財源の偏在を防いだほうがいいんじゃないか、その半面全体として財源の過不足は平衡交付金その他の方法によつて全体として調整したほうがいいんじゃないか、まあかように考えております。

○小林政夫君 一昨日も要求しておいたのですが、この税制改正による事項別の増減収額ですね、これを二十七年に引直した表を頂きたい。特にその中で法人税その他の制度改正による減収額が九億七千万円と一応これには書いてありますが、これを一カ年分に引直すといふか、二十七年に引直してどうなるか、そうしてそれのおの／＼更にその月割事項別にどうなるかという資料をもらいたい。それからそこでお話ができれば話して頂きたい。

○政府委員(平田敬一郎君) 来年度の租税増収の見積額は実はまだ固まつておりません。大体の見当はついておると思いますが、まだ予算と一緒にきめるというところになつておまして、具体的な正確な計数を申上げるまでに至つていないのであります。先般大臣がお話になりましたように、所得税をこのまま引伸ばしますと、千億に近い年間の減

合ひをしておられるのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 日本政府といたしましては、むしろ今の一五%を一〇%程度に下げたらどうかという話し合ひをいたしております。併しこれはまだ最終決定になつておりませんので、そういう計算をせざるを得ないのでございまして、現在と同じ所得に對する地方税の負担、これは私少くとも問題がないところではないかと考えるのでございまして、むしろ若干引下げまして、地方財源の偏在を防いだほうがいいんじゃないか、その半面全体として財源の過不足は平衡交付金その他の方法によつて全体として調整したほうがいいんじゃないか、まあかように考えております。

○小林政夫君 一昨日も要求しておいたのですが、この税制改正による事項別の増減収額ですね、これを二十七年に引直した表を頂きたい。特にその中で法人税その他の制度改正による減収額が九億七千万円と一応これには書いてありますが、これを一カ年分に引直すといふか、二十七年に引直してどうなるか、そうしてそれのおの／＼更にその月割事項別にどうなるかという資料をもらいたい。それからそこでお話ができれば話して頂きたい。

○小林政夫君 提案理由の説明では所得税のほうですが、配当所得に対しては源泉徴収した分を総税額から差引く

○菊川孝夫君 先ず第一にお伺いしたいのは捕提率だと思つておりますが、これは大分問題になつておるので勤労者の源泉徴収は殆んど九九％ぐらゐまでは捕提される、ところが法人税その他の税金におきましては、その他の所得につきましてはどうしてもこれは捕提率は非常に私は悪いのじやないか、こういうふうに一般に考えられるのでありますが、大蔵当局において捕提率について統計をとられてあるか、

います。でこの方面につきましましては、税務署、国税局で力を入れますで、いろいろ実類調査と申しますか、これを徹底して行いまして、捕捉率をよくしようとする懸命な努力をいたしております。そういう状況だろうと思えます。併し附加えて申しますと、勤労所得者の中でやはり中小企業に勤めている人の勤労所得者はどちらかということ、必ずしも完全に行つてないことは事実でございます。全部ではござい

かどうか、いわゆる源泉徴収するところの勤労所得に相当するところがどれだけ、何%の負担率になつておるか、その他の例でどれだけこういう点について御調査になつたものがあるかどうか、それが十一年のベースと今のとの比率はどうなつておるかという点についてわかつておつたら一つお伺いしたいと思います。

○政府委員(平田敬一郎君) 十一年の時代は源泉課税はやつておりません

ると思ひますが、配当も成るほど相当増加してゐる……。

○菊川孝夫君　六割くらい……。

○政府委員(平田敏一郎君)　六割ではございません。昭和二十四年が四十一億四程度の配当でありましたのが、二十五年が百八十四億、今年は五百七十五億四程度の予想でございますが見えております。それでそういう利益、従ひまして配当も相当二、三年のうちに利益と同様に改善されて来たと言ひ得る

と思うのであります。ただこの点は御承知の通り払込資本金というものがまだなお非常に低い、実際の会社の資本に比べて。それで資本蓄積状況調という表を御覧になればわかりますように、本年六月末の払込資本金三千三百八十一億、積立金が千四百八億、例の再評価した固定資産の、これも若干内輪でございまして、企業がやると思われる再評価額が七千一百億、合せますと、自己資本というのは実は一兆一千八百九十一億になるのでございまして。従いまして、この配当率を見る場合に、払込資本に対する配当率と自己資本に対する配当率を両方合わせないと、本当の意味の配当ということとはならないと思ひます。そういう点から見てみますと、配当率は二分九厘、最近金に對してはよくなりまして、最近二十四年が二・九%でございまして、計算しますと払込資本に對して二・九%、二十五年が七・三%、それから二十六年が一・七%というふうに加算して見ますと、その自己資本全体について見ますと、二十六年におきまして四・七%程度でございまして、今の状況から見ますと、勿論中には戦後に資本を非常に増資した会社で、而も相当な高率の配当をしておる所もございまして、四割、五割という高率の配当をしておる会社は払込資本金が割合に少なく、再評価積立金その他の積立金が非常に多い、これは概して多いようございまして。従いまして、本当のこの自己資本に対する配当率というものは今申しましたように、当面の配当率と比べてますと、なお相当低い、利益の中から残したとしても、税金を差引きした残りの利益は今年三千二百二十六億

になります。この中で配当が五百七十五億、一割七、八分、二割弱、あとは積立金、役員賞与その他でございまして、配当といつたしましては、若干営業成績より少し遅れて増加になっておる、従いまして、余りまだこの際配当を積極的に日本の企業の場合は抑制するところまで行きますのは、まだちよつと早いのではないか、それでお二、三年経ちまして、配当率が全体としてこの本当の自己資本に對しては相當な配当になり、その上に高率配当もする会社が出て来ます場合にございましては、イギリスでやつておりますように、配当に對しては特別に高い税をかけるというふうな政策もこれは一つの政策かと思ひますが、日本の場合はまだちよつとそこまで行きますのは少し早い、又やつていいかどうか、検討すべき余地が多いのではないかと思ひます。償却を殖やして考へるのであります。償却を殖やして、それによつて社内留保の増加を図るという方向で行きますというの、今の企業の現状から行きますというの、いやないかというのが現在の考へ方でございます。それと高率配当に税を高くかけると申しましても、非常に払込資本と積立金の関係がまだ完全に立ち直つておりませんので、課税いたしまして、本当に高率配当はどれであるかというところをつかむにむずかしい点がございます。今のところではまあそういうふうな考へ方をいたしてあります。

○菊川孝夫君 今の高率配当の問題であります。まだ主税局長は時期尚早だと言ひ、検討するに早いとおつしやるのですが、資本の再評価ということが一応出された以上には、もうすでにその段階へ来ておるのではないかというふうには僕は考へるのであります。その点を見解の相違で止むを得ませんが、次に考へなければならぬのは、この法人におきまして、これは最近の新聞種でありますから、余りここで問題にするのは如何かと思ひますが、一つの社会問題になつておりますから事実だと思ひますが、この社用族というものは局長もすでにお考へになつておるだらうと思ひますが、税金にどうせ取られるくらいならというので、各会社の中が取引先或いは金融機関の招待にかつて連日大宴会をやつてゐる。而も東京市内における、或いは大阪市内におけるこうした都市の料理屋の利用というものはこういう社用族によつて占められておるということ、これは一つの社会問題に近いこと、どういふふうにかゝることをつかまえるかというものは問題だと思ひますが、こういうのが即ち損金になるわけですが、そういうものに使つたやつは全部損金にしてしまふ。これについて一つ税法の改正によつて税制の処置というふうなことを考へになつておるかどうか伺ひたい。これは社会問題で、放置することはできないと思ひますが、如何ですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 今の問題につきましても、その経費の使途が明らかでないものは、これは否認いたしております。否認しまして月給にする。併し会社が客さんの招待その他広告、宣伝と同じような意味におきまして使途を明らかにしまして、受取書もはつきりしておる。こういうものにつかまして営業費と認めざるを得ない。そういうふうにお考へまして否認いたしております。併し何に使つたかわからないで重役等が適当に使つておる、こういうものは調べまして経費として否認いたしまして月給に入れて課税する。更に一歩進んで何か交際費に ついても枠をきめたらどうか、或いは全部否認してはどうかというふうな意見もありまして、全部否認するということは戦時中経理統制をやつてた時代においてもなか／＼むずかしがつた。枠を作りまして売上金によつて枠を作るか、資本金によつて枠を作るか、利益によつて枠を作るか、これはなか／＼むずかしい問題でございまして、下手に枠を作りますと逆に奨励になりまして、出さなくてもいい会社まで出してしまふということになりまして、なか／＼むずかしい問題があるの でございまして。何かいい案がございしたらお教えを願ひたいと思ひます。

○清澤俊英君 今局長さんは交際費に ついて枠はないとおつしやつたが、ところが実際極く小さい会社などの交際費が馬鹿に上つてゐると言つて否認されてゐますが、現に。そうでないものも地方の税務吏が否認するという ことになりまして。この際はつきりして もらわんと大分文句が来てるのです。が、今度は皆断つていいのですか、これは今おつしやつた通りにして行かな ければならぬということになると、大 きいところは許すが小さいところは許さんということになる、実際大きな 社会問題になつてしまふ。小さいところは全部否認されて困つておる。

○政府委員(平田敬一郎君) 同族会社 になりますと、個人の目的で金を出したのか、会社のために出したのか、実 ははつきりしないものが多い。個人の 付合ひの費用を会社で出したというこ とになりますと、これはどうもやはり 会社の月給にするわけに行かないの で、それは個人が会社の月給からそれ だけ取得しましてそれを消費して おる。こういうふうに見るのが妥当で ございまして、同族会社につきまして はそのような方法によりまして否認し ている例がございまして。大会社になり ますれば、これは重役等が会社以外の 用でそういうことをいたしますのは法 律上背任になるか、背任にならないと なりまして、一律に同族会社のような ふうにお考へするわけには参らないとい うことを申し上げたわけでありまして。

○清澤俊英君 私のお伺ひしておるの は同族会社じゃないやつでやられてお る。だからそのおつしで……。

○菊川孝夫君 次に尋ねたいのは 「所得税の改正及び主税等の値上りの 生計費に及ぼす影響」、主税以下(四)、 (四)、(四)まで添へられております。 今回の物価の値上りは減税によつて吸 収すると言ひ、これは大分大蔵大 臣の財政演説でやられたのだが、この うちで住居費の問題がこれは抜けてお るのであります。固定資産税の設定 に伴つて借家賃が大分上つてゐるので あります。この上りのパーセンテージを一つここで考へておられるかどう か。

それからこのほかに主食だけなく 副食もすべて上つておると思ひので あります。そういうものを考慮して ないお更にこれを吸収するといふ資料も ありません。住居費が一つ大きく響いておると

思ふのでありますが、これは恐らく局長も認められるだろうと思ひますが、どうしてこれを抜かしてあるのか。

○政府委員(平田敬一郎君) 昨年固定資産税を二倍半ほど引上げました際にはやはり増税による家賃の増を見まして、今年も固定資産税につきましても、地方的に若干増減がございますけれども、全国的には大したことはな

思ふのでありますが、これは恐らく局長も認められるだろうと思ひますが、どうしてこれを抜かしてあるのか。

つき申しましたように、これは労働者の給与は上つておる。やはり税だけでは調節できませんので、やはりインフレ傾向になりまして、止むを得ず結果がうまく行かない、インフレ傾向になりますとやはり賃金も上つて来る。そういうことになるかと思ひます。その点につきましても、極力抑制策をとりまして安定を図るようになつてゐる。この大蔵大臣の方針でございますが、これを申上げておきたいと思ひます。

なお主食統制撤廃後におきましてどうするかということにつきましては、これはその際いろいろ問題になると思ひますが、今どうもこの表に織込むのは早過ぎる。まだ具体的には予想は私どもとして付きかねるのでございまして、今として表を作るとすれば、そういうフアクターをつかむべきではないというふうな考へております。

○菊川孝夫君 今の局長のお話では政府のコントロールする分として挙げられておるのであります。これが又悪循環いたしましたして、ほかの物価に対してすべてこれは基準料金とも言うべきもので、運賃、通信、電気料金といふものはこれはすべて物価の基礎になるべき料金だと思ひますから、これは影響しないと言ふことはそれは一つの強弁だと思ひます。これは必ずしもね返るもので、而もね返るときには雪だるまのように太つてはね返る。これで以て如何にも減税によつて吸収されるというふうな強弁されるのは、これはされれば見解の相違で止むを得ないといひしめても、ちつとこの資料では私は無理だと思ふ。而も住居費に対しては固定資産税の際にその地方税法

が改正された時と言つておられますが、丁度今私名古屋に住んでおりますが、今名古屋あたりでは家賃の値上げを家主が盛んに言つて来ておりまして、丁度この際電気料金水道料金、こいつらと睨み合せてかも知れませんが、先ほど松永氏が言われましたように住宅の不足につけ込んで、そうして料金の改正の時機をつかまえて、そういうふうにはね返つて来ておるので、これはほかの物価にも来ておるので、これはちよつと無理じゃないか、私はこういうふうな考へますが、それは見解の相違であつては、最後

に一点お伺ひしたいのは、税務行政であります。税務行政といふものは、これについて各方面で思ひ出し風評も聞けば、事実これは明るみに出ている幾多の事実もあるわけでありまして。而も今巷間、今までは地震、雷、火事、おやじ、この四つが一番怖かつたが、今では警視庁よりも怖いのは銀行屋と税務署であるという俗語さえもやつておるといふことは認めざるを得ないと思ふのであります。而もその怖い銀行も税務署も、酒と料理によつて相当地獄の沙汰も金次第というふうな風評さえも飛んでおることは、私は国民の納税意識というものに悪い影響を与えておると思ふのであります。これは

考へておられたならばお示し願つて、そうして国民の前に明らかに願ひたいと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) 最初に前の問題で若干ここで補足してお答えいたしておきますが、公定価格なり政府のコントロールしております料金を上げた場合にほかの物価はどうなるかといふことは、これはなか／＼理論的にもむづかしい問題でございますが、過去の例から申しますと、公定価格を上げたと同時にほかの物価も一緒に上つた時代もございまして、併し反対に公定価格が上つたが、開物価その他は一般に下りまして、全体として物価は下つたという例も実は極く近くあるのであります。二十四年あたりはその例であります。心理的に米の値段が上るとほかの物価も上るといふ傾向のありますことは否定しがたいのでありますけれども、全体の物価水準といふものはそれはなくて、全体としての需要と供給と申しますか、そういうものに影響される。従ひまして、これは全体の財政政策なり経済政策がどうなつて来るか、財政政策をどうするか、金融政策をどうするか、或いは物資の供給が全部として殖えることになるかならんか、そういうことによりましてきまるわけでありまして、これはなか／＼私簡単に判断はいたしがたい。政府としてではできる限り上らないように政策を考へるということにいたしております。附加しておきたいと思ひます。

それからそのあとの問題は、誠にこれは私ども遺憾な問題でございますが、嚴重に実は努力いたしまして、非違のある場合におきましては責任を問ふといふことにいたしております。納税者に対しては、極力一方におきましては懇切丁寧に扱う、国税庁は今信頼される税務官吏であつておることをモットーにして一生懸命やつておりますが、最近漸次改善されつつある。ただ遺憾ながら納税者の数も多うございまして、税務官吏の数も多い。戦後に採用しました若い諸君も多くて、まだ実力が十分でないという者がございまして、できる限りあらゆる方法で訓練をいたしまして、仕事もでき且つ常識も備つた税務官吏を一刻も早く育て上げるということに一生懸命になつております。それから内部におきましては監察官という制度がございまして、これは相当非違を摘発いたしまして、悪かつた分につきましては辞職、懲責等、積極的にやつております。数字はあとで調べまして申上げて

もよろしいのでございまして、内部監査を相当徹底してやまして、それによつて信頼に努めたいと思つております。併しこれは全体として、税務官吏の素質と申しますか、レベルを一刻も早くよくいたしまして、御期待に副わぬようなことのないように、万全の努力をいたして行きたいと思ひます。

なお先ほどちよつとお話になりました国民所得の中の所得別の比率でございますが、二十五年でございまして、昨年の所得税の、ほかの税はなか／＼むづかしいので完全にはわかりませんが、所得税の比率でございまして、勤労所得が七・七％、それから農業所得は三・四％、それから営業所得は九・九％、その他事業と申しまして、自由

九％、その他事業と申しまして、自由

九％、その他事業と申しまして、自由

ほうによつて却つて圧迫を蒙つておる業種もありますし、そういう意味から言つて特に中小法人等については相当考えなければならんものがあります。

必ずしも業績がいいとは一概に言えないと思ひますから、是非若し差がつてなければ、そういう観点から研究して資料を作つて頂きたいと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) 中小の法人につきましても、課税の調査で調べておるのは相当でございますが、時期が若干調査が遅れますので、直ちに最近の状況を詳細に調べるようになります、これはなか／＼簡単にできないのであります。

○清澤俊英君 大さつばでいい。

○政府委員(平田敬一郎君) 大さつばに申上げますと、私が今申上げましたようなことをもう少し時間をかけて申上げる、そういうことで、できるだけ私も将来そういうことも勉強したいと思ひますけれども、今のところ……。

○理事(大矢半次郎君) それでは次に外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案を議題に供します。予備審査であります。提案理由の御説明をお願いします。

○政府委員(西川基五郎君) 只今議題となりました外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、その提出の理由を御説明申上げます。

現在外貨資金の運営につきましては、外国為替管理委員会が一元的にこれに當つてゐるのであります。外国為替銀行は外国に自己名義の外貨資金を保有して輸出取引を行うことができず、これら取引はすべて外国為替管理委員会名義の外貨勘定を通じて行われ、輸出代金は直ちに外国為替管理委員会勘定に入金され、輸入信用状は原

則として外国為替管理委員会勘定引当に発行され、輸入代金は同勘定から支払ふこととなつてゐるのであります。このような機構の下におきましては、

外国為替管理委員会が外国為替銀行に對し、外国為替管理委員会に代つて同委員会の勘定に外貨資金を預入し、又は同勘定からの支払の指図をする等の権能を賦与いたしますことが、外国為替資金特別会計の事務の円滑な運営を図る上において必要であります。従来、

外貨資金の管理者が總司令部であつた當時におきましては、外国為替管理委員会が總司令部の委任を受け、同委員会は日本銀行及び外国為替銀行に委任し、外国為替資金の運営をして参つたのであります。その後外貨資金の管理権が日本政府に委譲されてからは、實際の取扱におきましては、日本銀行から外国為替銀行に再委任してゐるのであります。現行の外国為替資金特別会計法におきましては、外国為替管理委員会業務の委任は日本銀行に對し得る規定があるにとどまり、

この際日本銀行がその委任された事務の一部を外国為替銀行に再委任し得る旨を明定して、外国為替銀行の外国為替管理委員会に對する地位を明確にして、以て外国為替資金の円滑な運営に資することとしたのであります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。

○理事(大矢半次郎君) 次に米國對日援助物資等處理特別会計法の一部を改正する法律案を議題に供します。これも予備審査であります。先ず提案の理由の説明をお願いします。

○政府委員(西川基五郎君) 只今議題となりました米國對日援助物資等處理特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、その提出の理由を御説明申上げます。

米國對日援助物資等處理特別会計に對して取扱つてゐる軍下物資の對価につきましては、従来は、米國對日援助物資及び援助役務の場合のように、この會計からこれを米國對日援助見返資金特別会計へ繰り入れることとする規定を欠いてゐたのであります。今、これを見返資金特別会計へ繰り入れることとする必要でありますので、これに關する規定を設けようとするものであります。即ち軍下物資についてこの會計から見返資金特別会計へ繰り入れる金額は、その売却代金からこの會計で負担した当該物資に關する諸掛等を控除した金額としたしてゐるのであります。

以上がこの法律案の提出の理由であります。なにとぞ御審議の上、速かに御賛成あらんことをお願い申上げます。

○理事(大矢半次郎君) この際同法案についてなおその内容の御説明をお願いしたいと思います。外国為替管理委員会委員大久保三郎君。

○政府委員(大久保三郎君) それでは外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案の内容につきまして御説明申上げます。

今回の改正案は、只今の外国為替資金特別会計法の第六條に一項を加へまして、「日本銀行は、外国為替管理委員会に對するところから、前項の規定により外國為替管理委員会から取扱を委任された事務の一部を外國為替

銀行に取り扱はせることができる」というのでございまして、現在の第六條には「外國為替管理委員会は前條の規定による」前條のと申しますのは、

外國為替資金の運営を規定したものでございまして、その第五條の規定による外國為替資金の運営に關する事務を日本銀行に取扱はせることができることと申しまして、その日本銀行に委任いたしました事務の一部を今回更に外國為替銀行に取扱はせることができるといふふうに規定いたしましたことを考へるわけでございます。

それではこの改正案の中の事務の一部を委任しよう、再委任しようとする理由に述べられました外貨資金を委員會議定に預け入れること、それから委員會議定の外貨資金の支払を指図する、そういうことを再委任しようと考えてゐるわけでございます。で、これにつきましては、何故にこういう改正が必要かという点につきまして、只今の外國為替の集中の機構から御説明申上げますのがおわかりになり易いかと存じますので申上げますと、現在我が國の爲替管理制度におきましては、輸出その他によりまして、日本の取得した爲替等を外爲委員会に集中するといふ建前をとつております。輸出業者が輸出手形を振出すと、それをすぐ十日以内に爲替銀行に売らせる。又外國から日本に外貨の送金もござい

ました場合には、その人は十日以内に必ず外國爲替銀行に売らなくちやならないといふことになつております。そして又爲替銀行がそういうふうに取り得いたしました外國爲替資金を又委員會議に、即ち外國爲替資金特別会計に集

中する、売り上げるといふ建前をとつてゐるわけでありまして、尤もそのアメリカのドル資金につきましては、爲替金庫をできるだけ正常に行はせるといふ趣旨から、外國爲替銀行が必ずしも委員會議に売らなくちやならんといふものではなかつて、爲替取引に必要なドルの資金は保有してもよろしいといふ建前をとつておるわけでございます。若し爲替委員会が必要があればいつでもこれを召上げるといふ建前に相成つてお

ります。ポンドの資金につきましては、これはいわゆる金面集中でございまして、爲替銀行が業者等から買ひました資金は全部委員會議に売り上げまして、一つも持ちを持たないといふ建前にいたしておるわけでございます。ところが戦後におきまして非常な特殊な事情がございまして、と申しますのは、日本の爲替銀行は只今のところ自分ドルの資金を持ちますのに十分な円資金を持つてゐない、円資金のほうの制約がございまして、それから同時に内外の金利差がございまして、若し自分の勘定で外貨を持ちますと採算がとりにくい。つまり國內の高いコストのかる金で以て安い金利しか生まない。又全然金利の生まない外貨資金を持つといふことは資金的に採算上困るといふ事情もございまして、第一に挙げました資金上の制約といふものが大きな理由だと存じますが、そういう実態でございまして、それからなおもう一点でございます。爲替銀行の中には戦前に海外において債務を負つておるものもございまして、その戦前の債務が残存する限り、自分の名義で外國に預金を置きますと差押えを受ける危険

も若干考慮されるわけでありませう。そういふ關係もございまして、実際に殆んど外國為替銀行が自分の資金を保有できないという状態、従つて自己の買取りました外貨資金は殆んどすべて外國為替特別会計に集中されまして、委員会がこれを運営いたしまして、そうして輸出入の為替取引を順調にやつて行くといふことに相成つておるわけでございます。従いまして、委員会は外國為替銀行とは同じような内容の事務を行うといふ権能を与えられておるのでございまして、その資金運営上の権限をいたしまして、外國為替資金特別会計法の第五条に具体的に規定いたしておるわけでございます。この条を御覧願いますとおわかり下さいますように、委員会が外貨資金の集中の機關をいたしまして、外國為替等の売買、それからこれに伴う取引の当事者になり得るということとは勿論でございますが、この目的を達成いたしますために、円貨、円の資金或いは外貨、これを外國に銀行或いは日本にある外國為替銀行に預入いたします、或いは貸付ける、又預入れを受ける。それから借入れができる、そのほか外國為替手形の引受けをしたり、又外國為替等にかかる債務の補償をすることができ、こゝういふふうに大体外國為替銀行の業務内容に相当する権能を持つておるわけでございます。こゝういふ業務内容の権能がございまして、先ほど申し上げましたような、日本側の外國為替銀行の實際の状態から見まして、そのビジネスを行わせ、そして日本の輸出入貿易の伸展に寄与させるといふことができないわけでございますが、先に申し上げましたように、外國為

替銀行が輸出入貿易に關連いたしまする為替の取引をやる、そのために外國に自己名義の外貨預金を持ってないといふ状態にございまして、これらの取引はすべて委員会名義、委員会が外貨勘定を設けまして、その外貨勘定を通じて行われておるのでございます。輸出代金は直ぐに委員会勘定に入金される。そうして輸入の信用状は原則としてこの委員会勘定を引当てていたしまして発行される。それからそれらの信用状に基きまして振出された輸入手形、それはその勘定から決済されるという実情なわけでございます。こゝういふ仕組でございますので、外國為替銀行が輸出入その他の為替取引を至極円滑に迅速に行いますためには、丁度銀行が自分の自己名義の預金を持つておつて操作するのと同じように行はせるといふために、委員会をいたしまして、為替銀行に特定の取引につきまして、為替委員会に代りまして為替銀行がその資金を委員会勘定に預け入れる。それから委員会勘定の支払いを指図する、先方の預かつておる銀行に対してそれから支払つて下さいといふ指図をする。こゝういふ権能を与えることが必要であるわけでございます。ところで委員会の行います為替の売買、その他の運営は、これは本来銀行業務でございますので、委員会は全部日本銀行に取扱わせておるわけでございます。これは第六條の只今の規定でございますが、それで先ほど来申し上げました二、三の取引につきましても、委員会の代理人である日本銀行がその為替銀行に再委任いたしまして、委員会の復代理人といふ資格でやらせるのが適当と思はれる

のでございますが、特別会計法にはその再委任という点につきまして明文がございせんので、これを今回の改正によりまして、為替銀行の委員会に対する地位を明らかにしようといふのが狙いでございまして、提案理由にもお述べになりましたように、従来は司令部が資金の管理者で、委員会は司令部の代理人の資格で運営しておつたのでございまして、その委任状で復代理人の選任の権限を与えられておりました、委員会も又代理人として限られた一定の行為をしておつたのでございまして、先般外貨資金の管理権が司令部から外國為替管理委員会に委譲されましたので、為替銀行に會計法によりまして、委員会の権能を委任するということが必要になつて参つたわけでございます。先方の預託先の外國銀行におきましても、再委任について法律上の明文が欲しいという要望もございまして、外國為替取引を円滑に運営するためには一部改正を必要とするという点から今回の改正案を出しまして、御審議をお願いしておる次第でございます。

○理事(大矢半次郎君) 次に通産省臨時通商事務局の經理第一課長羽柴忠雄君の御説明を願います。

○説明員(羽柴忠雄君) 米國対日援助物資等處理特別会計法の一部を改正する法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

と、ほぼ五〇%を占めておる現況であります。そのうち、昭和二十五年の四月から、昭和二十六年の三月までに引取りました援助物資の額は約二億七千万ドルでございまして、その主な品目といたしましては、棉花、それから食糧、油糧、石油、肥料、麻、これが主な品目になつておるのでございます。一方軍用物資の引取り総額は約百七十万ドルに達しておるのであります。その品目は古織維であるとか、古タイヤ、車両、機械、雑品等多種類に亘つておるのであります。援助物資の引取額に比へますと、その額は微々たるものといふふうになつております。そこで問題になりまゝするの、今次米國対日援助が一九五一年の米會計年度で以て打ち切られたわけでございます。又これと歩調を合せるかのごとく軍用物資の引取りも打ち切られたわけでございます。そこで従来は米國対日援助物資等處理特別会計におきまして、その売却金の相当額を見返資金特別会計に繰入れまして、見返資金の運用を行なつておつたわけでございます。ところが軍用物資につきましてはその規定はなかつたわけでありまして、そこで軍用物資につきまして若干御説明を申し上げます。その主なものは二つございまして、略称SIMそれからQM、二つになつておるわけでございます。SIMというのはサープラス・インセンティブ・マテリアルズ、普通報奨金、剩物資を略しております。この物資は軍の余剰軍需物資であります。たとえて申しますと、衣料品とか、医薬品とか、キャンデーとか、その外の織維類であります。主として日本国内の

重要産業労働者に報奨用として配給する目的のために、昭和二十二年六月以降米陸軍の供給計画に基きまして、米本國並びに太平洋諸島から本邦に入港した物資でございまして、この物資の國內における配分はこの物資の性質上、安本の配分計画に基きまして通産省が農村とか、鉄鋼、化学、電力、織維、交通、通信關係等の重要産業労働者に対して行なつて来たわけでありまして、この物資の日本への供給計画は、昭和二十四年の六月末日を以つて打ち切られまして、この計画に基く最終物資は昭和二十五年八月末に入港したのが最後となつております。

次にQM物資であります。QM物資はグッズ・レリーズ・フロム・クォーター・マスターの略でございます。米軍用物資といふふうになつておりますが、その物資は旧米第八軍であります。それから日本政府へ引下げられますところの衣料、それから食糧、廢品、スクラップ、これを中心にして昭和二十一年の三月から最近まで引下げが行われて来たわけでありまして、この物資の配分につきましては通産省が行なつておりました。尤も昭和二十四年の五月までは貿易庁が行つておつたのであります。通産省が行いまして、配分に関しましては司令部の承認を要しないといふことになつておるわけでありまして、そこで現在問題になりましたのは、この軍用物資を見返資金に、その軍用物資を売却いたしました金額を見返資金に繰入れるという明確な法文がなかつたのであります。今回これを見返資金特別会計に繰入れるという必要が起りましたので、法案を上程したわけであ

りまするが、大体金額にいたしまして約二十五億円の繰入れが予想されておるわけでございます。そこで米國対日援助見返資金特別会計にも繰入れることを前提といたしまして、この二十五億の金が米國対日援助物資等処理特別会計に積立ておつたのであります。今、この援助物資の打切りに伴いまして、これを見返資金に繰入れようとするという処置をせざるを得なくなつたわけでございます。

次に条文の簡単な御説明に移ります。問題は二点ござりますが、第一点は第三項中「援助物資の」を「援助物資に係る分については、その」というふうに改めるわけでありまして、これは字句の修正に過ぎませんので、特に説明は要しないと思ひます。その次の「金額とし、」の下に「軍用物資に係る分については、その売却代金の金額から当該物資に関する諸掛の金額及び政令で定める金額の合計額を控除した金額とし、」を加えるのであります。この諸掛と申しますものは、主として引取、保管、修理、加工、売却に要する経費並びに物品税額の諸掛を申すわけでございます。更に敷衍いたしますならば、引取に要する経費といたしましては、港灣作業料、それに船内荷役、解廻漕料、沿岸荷役料がございます。そのほか倉庫荷役料とか、貨物自動車運賃、陸上小運搬料等の経費を含んでおるわけでございます。保管に要する経費といたしましては、保管料と保険料を含んでおります。引渡しに要する経費、それから整備に要する経費、この整備に要する経費というものは、加工や修理費を指しておるわけでありまして、次に労務に要する一般

経費、これを大体諸掛というふうに称するわけでございますが、ここにもありますように、修理費、これはたとえて申しますと、非常に大きな額が払下げられます。これは向うの人は非常に大きいものを穿いておりますから、それをこちらで修理して払下げなければならぬということと修理費が食うわけでありまして、それからこれは物品税がかかるわけでありまして、その物品税を控除する、こういったような物品税、修理費、それから純粋の諸掛、これを含めまして諸掛というふうに概念をいたしておるわけでございます。

以上のような内容を持つておりまして、要するに従来の援助物資の、見返資金としての援助物資売却代金を見返資金に繰入れておつたのであります。が、今、将来見返資金に繰入れることを予想しておりましたところの軍用物資につきましても、援助の打切りに伴いまして、これを見返資金に繰入れる必要を生じた、従つてこれを見返資金に繰入れるというのが今度の法律案の趣旨でございます。以上を以ちまして説明を終ります。

○理事(大矢半次郎君) 本日はこの程度で散会いたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。

最後にちよつとお話しておきます。が、明日は午後一時から労働委員会と専売公社裁定の件につきまして連合審査会をいたすのであります。労働委員会が明日午前正式に決定するまで公報に掲載できませんので、公報には

ありませんが、是非御出席をお願いいたします。

本日はこれを以て散会いたします。

午後四時三十分散会

十月三十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、外國為替資金特別会計法の一部を改正する法律案

一、米國対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案

外國為替資金特別会計法の一部を改正する法律案

外國為替資金特別会計法の一部を改正する法律案

外國為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第六條に次の一項を加える。

2 日本銀行は、外國為替管理委員会の指示するところに従ひ、前項の規定により外國為替管理委員会から取扱を委任された事務の一部を外國為替銀行に取り扱わせることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

米國対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案

米國対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案

米國対日援助物資等処理特別会計法(昭和二十五年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「援助物資の」を「援助物資に係る分については、その」と改め、「金額とし、」の下に「軍

用物資に係る分については、その売却代金の金額から当該物資に関する諸掛の金額及び政令で定める金額の合計額を控除した金額とし、」を加える。

十月三十一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求める件

公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求める件

公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求める件

公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求める件

公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求める件

公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求める件

公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求める件

公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求める件

公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求める件

公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求める件

公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求める件

公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求める件

公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求める件

公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求める件

公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求める件

公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求める件

公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求める件

公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求める件

二十六年度の基準給与に関する協定」によつて最終的に完了した。

右協定には「仲裁裁定の基礎となつた諸事情に著しい変化があつたときは昭和二十六年中において基準給与に關し団体交渉を行うことができる」旨を規定されてゐるのであるが、組合はこの条項により七月四日公社に対し「賃金改訂に關する要求書」を提出し、爾來団体交渉を重ねたが妥結を見ず、公社は八月二日付、組合は八月四日付をもつて、それぞれ専売公社中央調停委員会に調停申請をした。

二、専売公社中央調停委員会は、八月二十五日次のような調停案を提示した。

(一) 公社職員の昭和二十六年八月以降の基準賃金(本俸、扶養手当、勤務地手当)を一一、〇九三円とすること。但し昇給は別途実施すること。

(二) 現行の二級一俸を改訂する問題は第一項の基準賃金の配分の問題にからめて当事者間において団体交渉を行つて決定すること。

(三) 公社は一時金一人当り平均四、七〇〇円を可及的に別途支給すること。

これに對して八月三十一日公社組合双方から受諾し得ない旨の回答があつたので、同委員会においては、九月五日公共企業体労働関係法第三十四條第三号の規定に基き、全員一致をもつて仲裁請求の決議を行い、同月六日付の仲裁請求書を本委員会に提出した。

一五

三、本委員会は、右請求書の補完を待つて、九月十四日委員会を開き、審理の上その受理を決定し、直ちに審議に着手した。そして当事者双方より資料を提出させ、また相互に相手方の主張点につき検討をなさしめ、その一致不一致点を確認させた。今両者の主張の主な相違点を示せば次のとおりである。

(一) 給与水準について

(1) 組合の主張
各種の労働関係資料を根拠として、本年七月以降の基準賃金を平均一、八〇〇円に改訂すべきことを要求する。

(2) 公社の主張
調停案の算出方式を採用し本年八月以降明年三年までの民間賃金理論値を基礎として、その上昇率を求め、改訂額は九、九四八円とする。

(二) 単身者（満十七歳）の給与について

(1) 組合の主張
人事院勧告、物価の変動、賃金調査を根拠として、二級一号を五、五〇〇円（現行三、四〇〇円）とすることを要求する。

(2) 公社の主張

民間給与実態調査等とにらみ合せ、二級二号と一四級六号との割合は少くとも九倍程度にすべきである。（現在は約七倍）

(三) 赤字補給金について

(1) 組合の主張
本年四月以降六月までの赤字補給金として、現行基準賃金の

一カ月分を要求する。

(2) 公社の主張

五月三十一日の協定からしても要求には応じられないし、改訂の時期は、家計費及び賃金の動向ならびに人事院勧告等から見て八月を適当とする。

その後各方面の専門家の意見をも聴取し、一八回の会議を重ね、慎重審議の結果、次のとおり裁定を行うこととなった。

裁定

当事者

東京都千代田区内幸町
一ノ二 日本専売公社
右代表者 緒方 秋山孝之輔
東京都品川区大井立会
町五五五 全専売労働
組合

右代表者 中央 平林 剛
執行委員長

本委員会は、右当事者間の「専売公社職員昭和二十六年七月以降の給与改訂に関する紛争」につき、左のとおり裁定する。

記

一、昭和二十六年度における公社職員の基準賃金（本俸、扶養手当、勤務地手当）は、八月以降の分を、平均月額一〇、四〇〇円に改訂する。

右の配分は両当事者の団体交渉によつて決める。

二、現行二級一号俸は四、四〇〇円とする。

三、公社は賃金改訂手続完了までのつなぎとして、速かに適切な暫定措置をとるものとする。

四、赤字補給金の要求は認められない。

五、本裁定の解釈につき疑義を生じ、若しくはその実施に当り、両当事者の意見が一致しないときは、本委員会の指示によつて決める。

昭和二十六年十月十二日

公共企業体仲裁委員会

委員長 今井 一男
委員 三輪 寿壯
委員 今泉 秀夫

理由

一、公社職員の本年度基準賃金（本俸、扶養手当、勤務地手当）については、経過のうちに記されておるとおり、前回の裁定によつて両当事者は拘束されたのであるが、その後労働協約の規定に従い、双方共「裁定の基礎となつた諸事情に著しい変化があつた」と認め、これを改訂することとなつたけれども、団体交渉の結果金額等において不調に終り、今回紛争となつたものである。

従つて、前回の裁定の数字は、その基礎となつた諸事情の変化の程度に応じて修正されなければならぬと同時に、こうした修正によつて前記協定の趣旨は満足されるべきものと認められる。これは公共企業体労働関係法の精神や労働協約の本質などからみても妥当なところであつて、組合要求の諸論点のうち、この部分以外にわたるものは、これを採用し難い。

二、公社においては、賃金を交渉する場合に、労使共に、そのときまでに判明していた労働関係諸指標

を使用することを慣例として来た。従来の調停、仲裁もこの慣例に基いて処理され、現行賃金の基礎である本年三月の裁定も、この例にならぬ、昨年の九、十、十一月の資料によつたのであつた。

しかしながら、その後諸指標の上昇振りは、それ以前に比べて顕著なものがあつた。しかも今後当分の持統を予想せられる事実等に鑑み、今回の賃金改訂に當つては、組合側は将来の傾向をも見込むことを主張したのに対し、公社側もまた本年度に限り特別の事情の存することを認め、これに同調したので、今回の裁定はこの方針により行ふこととした。

また現行賃金は、毎月勤労統計調査の製造工業を中心として算定されたものであるのみならず、今回の紛争に當つても、両当事者の主張はこの資料に重きをおいてゐるのであるから、この変化の度合いを基礎として裁定を行うこととした。

三、製造工業の賃金を、その昨年九月以降の足どりによつて今後の上昇傾向を推定すると、その直線的傾向は著しいものがあり、これは専門家の一致した意見でもあるので、最小自乗法一次式によつて傾向値を算出することとした。そしてこの場合基礎となるのは、「毎月決つて支給する額」であるが、この数字は、月の大小や統計上の約束などの関係から、月によつては偏差を生ずる嫌があるから、将来の傾向値を測定しようとする場合には、これを移動平均によつて一応調整した上で算出する方が誤差を少くする所以と考えられるので、この方法を採用した。

そこで右の方法により昨年九月から本年八月までの実数をあてはめて算出すると、昨年の九、十、十一月から、本年の十一月、十二月までの間（本年八月から明年三月までの中心）には、二三・一％の上昇が推計される。なお念のため二次式によつても、その曲線は一次式の場合とはほとんど変わらず、またその上昇率は二三・八％であつて、その開きは無視して差支えない程度であり、直線的傾向が裏書される結果となつた。

四、前回の裁定に當つては、その當時までに判明していた民間の臨時給与の額とのにらみ合せから、新たに設けられた年末手当については、その月割額を基準賃金から差引く建前で算定を行つたのであるが、その後朝鮮動乱に伴ういわゆる特需景気の影響を受けて、臨時給与の額は大幅に増大し、昨年十二月以降本年八月までの実績は、前年同期の約二倍半となり、月平均一、三〇〇を超えるに至つた。このうちには一部バック・ペイも含まれるが、その大部分は純粹の臨時給与と認められる。この事實は、両当事者の労働協約にかかる「裁定の基礎となつた諸事情に著しい変化があつた場合」に相当するわけであるから、昨年九、十、十一月の資料に基いて決定された前回の裁定の基準賃金に、年末手当の月割額を加算した上で、

前項の上昇率を乗ずることを妥当と認めた。

五、その他考慮すべき要素として、主食費、電力、ガス、水道等の料金、交通費、通信費その他の値上げがある。しかしながら、そのうちの一部はまだ未決定であり、またこれが調整のための減税も本ざまりとなつてはいない。そしてこれらの値上げが直接家計費に及ぼす影響はある程度具体的に推算できるが、それが一般物価の昂騰を通じて間接に家計費に及ぼす度合いはほとんど推計不可能に近い。それにしても既にCPIは八月において前月比六・六%の昂騰を記録して、その影響の容易でないことを示しており、また今回の値上げは絶対的必需品目ばかりであるから、小額所得者の家計にはより大きな重圧となるばかりでなく、折角の減税もこの所得階級で特に扶養家族の多い者に対しては十分その効果を發揮し得ない惧みがある。そして公社職員中にはこの階層に属する者が比較的に多いことも見逃し得ない事実である。

六、基準賃金の配分は、両当事者の団体交渉によつて決められるのであるが、最低賃金については兎角議論が長引くおそれがあるため、細目協定の促進をはかるため、組合側要求第二項につき裁定することとした。

組合側が最低賃金を要求する立場はもつともであるが、その数字的根拠には不備がある。公社側は民間給与の実態から上下の開きの拡大を主張しているがそれは賃金の高さや実質賃金との関係等を考慮して初めて容認されるところである。CPIの本年八月分が、前回の裁定の基礎となつた昨年九月、十一月の平均に比し既に約二四%の着騰を示しているとき、これに今後の諸物価の値上りの影響を織込むならば、今回の改訂は、実質賃金としてはほとんど改善されないのに近いものとなることが憂慮される。よつて減税の関係をも

考慮した上、実質賃金確保と平均改訂率を目やすとして最低賃金を改訂するのを容認と認め、主文第二項のように結論した。これには扶養手当及び勤務地手当を公務員の例にならんとするという両当事者の意向が一つの前提となつてゐる。

なお組合側の主張する二級一等は俸給表作成のためには意味があるが最低賃金の基準としては適当と思われない。むしろ作業員の初任給である二級二号の方を採るべきものと考えられるが、この際は要求によつて裁定した。

七、主文第一項及び第二項があれば、両当事者は団体交渉によつて賃金の配分を決定し得るものと認められ、またできる限りその円満且つ迅速な解決を期待するが、従来の例に徴するに、これが最終的決定までには相当の期間を要することが案ぜられる。前に触れたように、最近における家計費の逼迫は、CPIの示すとおりであるから、折角向上した労働生産性を低下させないためにも、公社側が速かに適切な暫定措置を講ずる必要を認め、これを主文第三項に掲げた。

八、組合側は本年四月以降の赤字補給金を要求しているが、要求自体が七月に提起されたものであり、また赤字補給の概念そのものも、特別の協定等がある場合を除き、おおむね理論的に受け容れ難いものであり、更にその根拠も、単に国民の一般的消費水準や民間の賃金水準に対する不足額の補填を求めようというものであつて、薄弱である。

よつて主文第四項のように裁定した。

九、以上による公社の負担の増加は、基準賃金において約八億一千万円、超過勤務手当において約二億四千万円、その他の人件費において約五千万円、合計凡そ十億七千万円となるが、本年度におけるたばこ専売事業の成績は頗る順調であつて、製造販売本数共に予定を凌駕し、物件費の暴騰にもかかわらず原価の昂騰は最少限度に食い止められ、一部売却価格の引き下げの影響をも排してその利益はかえつて増大し、塩専売事業もまた漸く収支の基礎整うに至つた結果、今回の補正予算案においては政府に納付すべき専売益金を四十五億円増大し得る状況にあり、その実質的利益は年度当初に予定されていたよりも凡そ九十億円の増大が予想されるのであるから、企業経理の建前からみて公正な賃金の支払を拒むべき理由はどこにも発見し難い。

また給与改善費として、今回の補正予算案には、既に六億七千六百万円が計上されているのであるから、更に増加を要するのは約四億四千万円である。この程度の額は専売益金に關係なく予備費等から支払ひ得られるであらうし、若し労使共に一層の努力を重ねるならば今後の増収その他によつてもこの程度の額は産み出し得られるであらう。そしてこれは好転した公社の業績を維持するためにも不可

欠のことと考える。

昭和二十六年十一月二十六日印刷

昭和二十六年十一月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所